

Title	南北朝期における国衙
Sub Title	Fiscus and its administration in the Nanbokuchō (南北朝) Period
Author	小谷, 俊彦(Kotani, Toshihiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.259(371)- 272(384)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0263

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北朝期における国衙

小 谷 俊 彦

はじめに

最近、守護領国制の研究において、守護と国衙の関係が注目されるようになつて來た。⁽¹⁾ すなわち、守護は公家政権の地方行政組織たる国衙機構及び国衙領を掌握することによつてその領国支配の進展を可能にしたとするのであるが、この指摘は、室町幕府がその地方行政機関たる守護の領国制展開によつて、はじめて公武二重支配を解消して全国に対する一元的支配権を獲得したといい得るならば誠に的確である。

しかば守護の国衙機構と国衙領の獲得は如何にして可能となつたのであらうか。幸い鎌倉時代における幕府 \parallel 守護と国衙との関係について石井進氏の数々の優れた論考⁽²⁾があるので、それらに導かれつつ本稿を守護領国制解明のための試論としたい。

(1) 羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成—守護と国人の関係を中心にして」(「史学雑誌」六八七八)、黒川直則「守護領国制と莊園体制—国人領主制の確立過程—」(「日本史研究」五七)、杉山博「守護領国制の展開」(岩波講座「日本歴史中世3」所収)、峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(未発表稿)。

(2) 「鎌倉幕府と律令国家—国衙との関係を中心として—」(石母田正・佐藤進一編「中世の法と國家」所収)、「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係—諸国大田文の作成を中心として—」(「史学雑誌」六六〇一)、「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(「史学雑誌」六八〇一)。

— 南朝政権と国衙

建武新政において、国司制度の復活による律令国家の再現を企図した後醍醐天皇は、原則的に国司在国制を採用し、国司権限の復活・拡大をはかることによつて国司の強力な国衙支配を実現しようとした。当時の国衙の実質的な担い手は国衙在庁であり、国司の任国支配は国衙在庁機構を通じてのみ実現し得るものであつたから、政府は彼等に対する支配力を強化しなければならなかつた。しかるに、本来律令国家の地方行政機関の下部組織として国司の指揮下にあるべき彼等は、鎌倉時代以来、知行国制の盛行によつて国司と留守所との間に分離・対立の傾向を示すようになつたばかりでなく、⁽¹⁾ 文治三(一一八七)年九月十三日の北条時政奉書に見える「惣諸国在庁庄園下司惣押領使可為御進退之由」の宣旨によつて幕府の進止下に属するようになり、やがて国衙在庁機構が幕府の全国的支配体制の重要な部分を構成するようになつたことから、鎌倉末期には守護の下部機構と化するに至つた。⁽²⁾ したがつて、建武政権が諸国に国司・守護の併置という妥協的形態をとらざるを得なかつたのも、今ここで軽々しく結論を下すことは避けなければならないが、従来いわれて来た武士の実力を無視出来なかつたというような消極的理由ではなくして、守護の国衙在庁支配権を利用するこことによつて国司の彼等に対する支配力を強化しようとする積極的理由によつてではなかつたかと考えられる。ともあれ、国衙在庁は国司の強力な統制に服し、国司の任国支配は国衙在庁機構を通じておこなわれるようになつた。建武元

(一三三四)年、下野の茂木知貞は勲功賞として同国東茂木保を賜わり、国司小山秀朝に對して下地を知貞の代官に打渡すべき旨の雜訴決断所牒が出されたが、この時国司の命を受けて現地にのぞみ東茂木保の下地を知貞の代官に打渡した四名の使節のうち一名は在庁税所の代官であつた。⁽⁴⁾ 同年十月、薩摩国司は本物返田地抑留の訴訟に關し論人を催し上すべきことを同国在庁武光重兼に命じている。⁽⁵⁾

建武新政は足利尊氏の背叛によつてわずか二年半で崩壊し、以後約半世紀にわたり持明院統^{II}北朝を擁立した室町幕府と、あくまでも自己の正統性を主張する南朝との間に激しい抗争が展開されるわけであるが、南朝は建武政権の繼承者として引き続き諸国の国衛を掌握し、国司制度によつて天皇政治の回復をはかつた。南北朝戦乱の初期に活躍した公家出身者の多くが建武政権以来の国司であつたことはいうまでもないが、⁽⁶⁾ 南朝はその後も諸国に国司を派遣し、これによつてそれぞれの地方における南朝勢力の結集に努めた。『神皇正統記』は、「奥州・野州の守も次の年（南朝延元四年、一三三九）の春重ねて下向して各々国に着き侍りき」として先に討死した北畠顯家の後任として同顯信を陸奥に、左中将道世を下野に下したことを述べている。⁽⁷⁾ また、村田正志氏によれば、伊予国司西園寺公重は正平二十二（北朝貞和六年、一三六七）年に歿し、その後彼の遺子と考えられる西園寺大納言某が下国して南朝方の河野氏等と共に活躍したが、彼は同國に国宣をもつて命を下しているとのことである。⁽⁸⁾

これら国司においては、軍事的統率者としての面が強く見受けられるのであるが、勿論彼等本来の行政官としての任務が忘れられていたわけではなかつた。それでは彼等の任国支配は如何にしておこなわれたであろうか。従来国司の下部機構として国衛在庁機構が存在し、建武新政において彼等に對する支配力の強化がおこなわれたであろうことはすでに述べたところであるが、南朝国司の任国支配も他にこれに變り得る機構を創出しないかぎりこれに依存しなければな

らなかつた。正平十二(北朝延文二年、一三五七)年八月、南朝は和泉国山直郷内上下包近名に關する久米田寺と正尹なる者との間に起つた訴訟において、久米田寺の主張する「以当名地頭職安東平右衛門入道蓮性令寄附寺家送年序」との事の実否を「相尋在序官人等以起請之詞可令注進」く下知するよう同国国司と考えられる春日具資に命じ、具資はこれを国衙在序惣官中原俊公に伝えたが、俊公はこれに對して請文を提出して久米田寺の主張の全く正しいことを上申している。⁽⁹⁾これは管見に入つた唯一の例であるが、国司の任国支配はこの例のように恐らく国衙在序機構を支配下に置くことによつてのみ可能であつたと考えられる。普通南朝方として戦つた武士としては、足利氏と対抗関係にあつた新田氏、及び建武新政下で殊遇を受けた楠木・名和氏等。皇室領と関係の深い社家宮司。武士相互間の地方的対立によつて南朝方に属した者等に限られていたといわれている。⁽¹⁰⁾しかしこの場合、国衙在序の南朝方に属したもののが少くなかつた事実を見逃すことは出来ないのであつて、例えば、南北朝初期に一時東国における南朝方の拠点となつた常陸国では大掾氏一族や税所氏⁽¹¹⁾の活躍が見られ、延元元(北朝建武三年、一三三六)年遠江国へ入つた宗良親王が頼つたのは同国在序井伊介⁽¹²⁾であつた。その他、長く南朝方の拠点となつた九州地方では筑前国在国司⁽¹³⁾、薩摩国在国司⁽¹⁴⁾、大隅国税所氏⁽¹⁵⁾等の名が見出される。これらの事実は国衙在序の一員として国司の指揮下に置かれた彼等が必然的に南朝方に属することになつたことを示している。

以上でほんまになつたように南朝の権力基盤が国衙にあつたとすることが出来るならば、次には当然南朝と国衙領の関係が問題とされなければならない。

「真壁長岡文書」に

常陸國真壁郡正税事、先度催促之処延引何様子細候歟、若尚及遲々者可遣使者候也、仍執達如件、

延元三年十一月九日

遠江権守 花押

長岡了珍御房

なる文書があるが、これは年号より見て南朝方の真壁郡国衙正税催促に關する文書であつて、差出者遠江権守は「常陸
薬王院文書」所収延元四年（北朝暦応二年、一三三九）三月廿三日中院信世袖加判遠江権守貞兼奉書その他から國司中院信
世の御教書奉者なることが明らかである。従つて常陸国においては、同國國衙領が國司の管轄下にあつたことがわかる。
阿波国においても、正平十六（北朝康安元年、一三六一）年四月、同國國司と考えられる栗野三位中将某が同國菅生八幡宮
に郡原国衙分を寄進し⁽¹⁷⁾、翌年二月には菅生四郎左衛門尉に光富保国衙職を恩賞として与えている⁽¹⁸⁾。目を九州地方に転ず
ると、正平十二（北朝延文二年、一三五七）年十一月、肥後國藤崎社八幡宮神官等が肥後守菊池武光に屬して同社造営料と
して先例にまかせて「當國吏務并段米錢以下」を下賜せられんことを征西府奉行所に上申し⁽¹⁹⁾、肥前國留守所が翌十三年
四月、同國河上社免田分に國司初任勘料を課している⁽²⁰⁾。また、南朝は正平十五（北朝延文五年、一三六〇）年四月、その勅
願所河内國觀心寺に内陣常燈料所として紀伊國正税を寄進し、同國國司に「無懈怠可致沙汰」きことを命じている⁽²¹⁾。こ
れらの例に見られるように、南朝は建武政權以来引き続き國衙に対する支配權を保持し、國衙領を以つてその經濟的基
盤としていた⁽²²⁾。明徳三（南朝元中九年、一三九二）年、南北朝合一に際して、足利義満は請文を提出して兩朝講和の条件を
示し、その中で「諸國國衙、悉皆可為御計候」と述べて大覺寺統⁽²³⁾南朝の諸國國衙領支配權を承認しなければならなか
つたのも右の事実によるものであった。

(1) 竹内理三「在序官人の武士化」（竹内理三編「日本封建制成立の研究」所収）。

(2) 「吾妻鏡」同日条。

- (3) 石井進「鎌倉幕府と律令国家—国衙との関係を中心として」(石母田正・佐藤進一編「中世の法と国家」所収)。
- (4) 茂木文書建武元年三月十九日後醍醐天皇綸旨、同年五月八日雜訴決断所牒、同年八月二十二日関東將軍府奉行人奉書、同年八月二十六日掃部助代長清等打渡状。
- (5) 「薩藩旧記」前集十二 建武元年十月七日薩摩国宣案。
- (6) 例えは陸奥国司北畠顯家・出羽国司羽室光顕・佐渡その他の国司千種忠顕等。
- (7) 吉田一徳氏によれば、両国司の下向を延元四年とするのは北畠親房の記憶違いで、顕信の下向は翌興国元年であり、道世もまた延元四年当時はまだ吉野にあつたらしいとのことである。(「常陸中将源信世と中郡城について」「日本歴史」一七五)。
- (8) 「建武中興と国衙領」(「歴史地理」七五)。
- (9) 久米田寺文書正平十二年七月十八日中御門経高奉書、同年八月七日中御門経高奉書、同年八月十二日前備前守某奉書、同年八月十三日中原俊公請文。
- (10) 永原慶二「南北朝内乱」(岩波講座「日本歴史 中世2」所収) 七四頁。
- (11) 吉田一徳氏前掲論文。
- (12) 税所文書延元元年八月三日税所家成議状。
- (13) 「続編年大友史料」一二四正平十七年十一月廿五日安富泰重軍忠状。
- (14) 「続編年大友史料」一〇四文和四年十一月五日島津師久申状。
- (15) 「続編年大友史料」四一文和二年三月五日島津氏久申状。
- (16) 佐竹文書興国元年八月十八日中院信世袖加判遠江権守貞兼奉書、なおこの項は吉田一徳氏前掲論文による。
- (17) 菅生文書正平十六年四月一日栗野三位中将某袖加判出雲守時奉書。
- (18) 菅生文書正平十七年二月十五日栗野三位中将某袖加判出雲守時奉書。
- (19) 藤崎社文書正平十二年十一月十七日肥後守藤原武光拏状、同年月日八幡藤崎宮神官等申状。
- (20) 河上社古文書正平十三年四月一日肥前國留守所下文。
- (21) 観心寺文書正平十五年四月八日後村上天皇綸旨。

(22) 南朝の経済的基盤として、従来の研究では南朝方寺社に課した「朝用分」の存在が知られているが（中村直勝「南朝の研究」所収「南朝の経済策管見」）、これが施行されたようになつたのは楠木正行が戦死し、後村上天皇が吉野から賀名生に移つた正平二・三年前後からであり、またその施行範囲も摂・河・泉にかぎられていることから「朝用闕如」のための便宜的政策であつたと考えられる。

(23) 近衛家文書明徳三年十一月十三日足利義滿請文案。

一 室町幕府守護と国衙

前節において、建武政権の継承者南朝の勢力基盤が主として国衙にあつたことを述べたが、この南朝勢力と対抗して急速に任国における自己の軍事統率者としての地位を確立し、それによつて任国を幕府の支配下に置くことを任務とした室町幕府守護は国内における南朝勢力を擊破駆逐するため、その権力基盤である国衙の侵奪に努めなければならなかつた。延元元（北朝建武三年、一二三六年）年九月、常陸国府中総社神主清原師氏は足利方武士穴沢六郎次郎の同社領米吉名競望を停止されることを南朝に訴えているが、その申状の中で「然カ穴沢六郎次郎号府中米吉名一分領主、属于守護御使石河余三擬致競望之条存外之次第也、争六郎次郎カ為武家被管官之仁、可令競望國衙進止之地哉」と述べている。すなわちここでは建武政権以来引き続き南朝方の支配下に置かれていた「国衙進止之地」に対して南北朝戦乱の開始と共に早くも守護の侵略の手が伸びている。更に南北朝戦乱の拡大と共に広く全国的に見られるに至つた守護の闕所地を部下将士に一時預置く所謂兵糧料所の中に国衙領が見出されるのも、守護の南朝攻撃が国衙領に向けられ、それを闕所地として部下の将士に預置いたことを物語つてゐる。例えば、建武三（南朝延元元年、一二三六年）年三月、安芸国大将桃井義盛が内藤泰廉に同国入野北方国衙郷司職を預置き、⁽²⁾暦応元（南朝延元三年、一二三八年）年五月、駿河守護今川範国が井伊城攻略の

兵糧料所として同國池田郷正税を松井兵庫允に、同じく香貫郷正税四分一を松井助宗にそれぞれ預置き、土佐守護細川定禪が暦応三（南朝興国元年、一三四〇）年六月、同國国衙領時久名を堅田又三郎に預置いた如きがそれである。建武四（南朝延元二年、一三三七）年十月、幕府は諸国大将・守護が動乱を理由に寺社領・国衙領以下を「就便宜預置軍勢」くこと^⑤兵糧料所設置を厳禁する態度を示したが^⑥、守護はそれを無視し、結局觀応三（南朝正平七年、一三五二）年、半濟制の成立を見ることになつた。^⑦この半濟制によつて守護は国衙領の半分に対する権利を獲得することになつたのであるが、すでに明らかにした如く国衙領は多く南朝の勢力下にあつたから守護はこの場合も実力を以つて南朝の手から奪わねばならなかつた。延文二（南朝正平二年、一三五七）年二月、遠江守護今川範国は同國国衙職半分を知行主熊野山雜掌に打渡すべきことを守護代に命じたが、その際「於山香（郡）村々者横山村於一円可令遵行候、至于殘村々者或凶徒陣、或為奥山凶徒向陣差置軍勢等之間不及分渡候」として国衙領山香郡で彼我交戦中であつたことを述べている。^⑧

なお、見落すことの出来ないのは守護にして国司権限を併せ有したもの的存在である。建新政下に足利氏の知行国であつた国々はこの時代においても引き続き同氏の支配下に置かれていたと見えて、例えば、武藏国は執事高師直が守護として武藏守を称し、その代官薬師寺某が「武州守護国司代」と呼ばれている。^⑨伊豆国では、守護石塔義房が觀応二（南朝正平六年、一三五二）年二月、三嶋社領同國郡宅郷内御名田九町八反大の下地を神主代官に沙汰付くべきことを守護代に命じてゐるが、この下地は「前目代之時被落人給」れたものであつた。^⑩これ以外の国々では、例えば建武二年八月、陸奥国司北畠顯家に対抗するため奥羽管領として陸奥へ赴いた斯波家長は陸奥守に任せられ、以後北朝方は顯家を指して「奥州先国司」と呼んでいる。^⑪斯波家長の場合、國務に携つたかどうか明らかでないが、後年奥羽管領に任せられた吉良治家は、康安元（南朝正平一六年、一三六一）年十二月、陸奥国大国魂神社に対し、同社領平窪・矢野目・国魂三ヶ村

の国衙正税以下年貢を免除していることから国司を兼帶していたと考えられる。また、駿河守護今川範国は貞治六（南朝正平二年、一三六七）年八月、円覚寺に同國下嶋郷地頭職を寄進し、翌年三月、下地の打渡しを「当國目代」に命じて⁽¹²⁾いる。⁽¹³⁾伊予国では延文元（南朝正平一年、一三五六）年九月、守護細川頼之の中國発向に際し、その武運長久と家門繁昌を祈るため目代十河遠久は同國国分寺に祈禱料田を寄せている。⁽¹⁴⁾国分寺は平安中期以降国家の保護を失つたとはいえ本来国衙と深い関係を有する寺院であり、また目代十河氏が讃岐の国人として南北朝初期に細川氏の被官となつたものの一員であつたことを考えあわせるならば、守護細川頼之の国司を兼帶し國務に携つたことは明らかであろう。他に類例を求めれば、建武政権下、新田義貞が国司・守護を兼帶した越後国の守護に恐らく暦応四（南朝興国二年、一三四一）年以前任せられた上杉憲顕の場合、すでに父憲房の時より同國国衙領を領有したといわれ、以後長く同氏の所領となつた事実がある。⁽¹⁵⁾これらの国々は南北朝初期において、例えば陸奥||北畠氏、伊予||西園寺氏、越後||新田氏の如く南朝勢力の最も強固な地方と考えられたため、足利氏はこれらの国々の守護に国司権限を授けそれによつて南朝勢力に対抗させ国内における彼等の優位を確立せしめようとしたと見られる。

以上述べたように、南朝の勢力基盤が国衙にあり、従つて国内における南朝勢力の驅逐を任務とした守護は国衙の侵奪に努めたのであつた。しかし、この国衙侵奪のみが守護の国衙支配を可能にしたのではなかつた。暦応元（南朝延元三年、一三三八年）、幕府は「武家知行国衙等、如旧可為公家沙汰」き旨を奏上し、ここに再び公家||北朝の知行国制が復活したからである。

前代鎌倉幕府において、その全国的支配を可能にしたものは国衙在庁であり、幕府は彼等に対し、文書調進その他について指揮権を有していたことはすでに石井進氏によつて明らかにされたところである。⁽¹⁷⁾この鎌倉幕府の諸制度を継承

した室町幕府もまた全国支配を可能にするためには国衙在庁を支配下に置かねばならなかつた。九州探題一色範氏の場合、「深堀系図證文記録」に次の文書が見られる。

深堀孫太郎入道明意申、去月晦日、豊福合戦(原成カ)之時、郎従宇恵野三郎次郎被疵云々、見知之実否載起請之詞、可被注申由所仰候也、仍執達如件

建武三 九月廿四日

宰府監代

行 末 判
(佐竹)
重 義 判

大村平太入道殿
奈良田次郎入道殿

これは範氏が深堀時通郎従の負傷の実否を具申せしめたものであるが、この問状奉者の内、佐竹重義は探題の侍所であり¹⁸、行末は「宰府監代」の肩書が示すように明らかに大宰府在庁である。この事実は、九州探題が大宰府在庁機構を掌握しその上に立つことによつて九州支配を実現しようとしたことを物語つてゐる。このように、守護が幕府の地方行政官としての任務を遂行するためには国衙在庁を支配下に置くことが必須の条件であつた。足利氏が、北条氏得宗専制に倣つて一族の全国配置策を採用し、旧来の守護を改替して一族守護に切り替えていつた中にあつて、前代以来引き続き守護職を保持した九州・東国の守護においてその著しい例を見出すことが出来る。即ち、始祖武藤資頼以来大宰少弐として大宰府機構を掌握し、ついに職名をもつて氏の名とするに至つた少弐氏。鎌倉末期より豊後国在国司職以下の在庁職を相伝した大友氏。薩摩国在序調所氏を被官としていたらしい島津氏。鎌倉時代以前より介として国衙在庁機構を掌

握していた千葉・三浦・小山等の諸氏であるが、彼等の場合、国衙在庁機構と結合したその任国支配は非常に強固であつて、ここに彼等のよく守護職を保持し得た理由の一つがあると考えられる。従つて、守護は自己の任国支配実現のため、国衙在庁機構を掌握しようとするのであるが、殊に公家の無力化から、觀応元（南朝正平五年、一三五〇）年八月、幕府に「諸国大嘗会米事、為武家沙汰可令催済」⁽¹⁹⁾き旨の院宣が下されて以後、造神宮役夫工米・大嘗会米以下の徵収権が幕府に委任され、これら一国平均課役の賦課が從来の国司にかわつて守護によつておこなわれることになつたため、課役賦課の基礎である大田文の作成をはじめ関連事務を司つた国衙在庁は守護の管轄下に置かれるようになつた。⁽²⁰⁾この傾向が馴致された結果、国衙在庁は国司＝留守所から全く分離するに至り、国司初任検注の賦課の如き場合においても守護の手によつておこなわれる例さえ見られるようになる。

注進

信濃国高井郡志久見郷初任正検田在家目録

合現作田伍段

分錢三貫文者

右注進如件

応安六年六月 日

図 師（花押）

書 生（花押）

守護使重義（花押）⁽²¹⁾

この志久見郷の国司初任検注目録として他に延慶一一（一三〇九）年四月のものが見られ、その文書では図師・書生の二

名の国衙在序と連署しているのは「御目代」であつたが、⁽²²⁾応安六（南朝文中二年、一三七三）年のこの文書に図師・書生と連署しているのは「守護使重義」であり、守護と国衙在序の結合によつて国司²³目代は現地から全く遊離し、国衙領からの収入は守護の手を経て国司²⁴知行主にもたらされるようになつたことを物語つている。更に類例を求めるなら、後代に属するが、『師茂記』⁽²⁵⁾「嘉吉三年五月二日条」に、播磨守護山名氏が私に国衙八年一度の検注をおこなつた事実が見られる。⁽²⁶⁾

守護と国衙在序との結合によつて国司²⁷知行主が国衙から遊離した結果、やがて守護の国衙職獲得が見られるようになつて来る。それらの大部分は国衙領の守護請であつたと考えられ、例えば美濃国国衙職は、明徳元（南朝元中七年、一三九〇）年、同國守護土岐頼忠に与えられたが、知行主西園寺家を本所としていたものの如くである。⁽²⁸⁾また、正長元（一四一八）年の頃、美作・備後両国国衙領は万里小路時房の家領としてそれぞれ守護赤松満祐・山名教清の請負うところであつた。⁽²⁹⁾守護の国衙職保有の例はこれのみに止まらず、備中・和泉半国の細川氏、越後・上野・武藏・伊豆の上杉氏などが知られている。

守護の以上の如き国衙領支配は、すでに黒川直則氏によつて指摘された如く守護領国制の展開を可能にしたものであつた。⁽³⁰⁾すなわち、守護は国衙在序機構の掌握によつて任国支配を可能にし、国衙領支配によつて自らの経済的優位を確立し更にそれらを国人層に預置いたり与えたりすることによつて彼等を積極的に被官化することに成功し、それによつてはじめて一国の領主権を主張するに至るのである。

- (1) 常陸總社文書延元元年九月日常陸府中總社神官清原師氏申状。
(2) 「萩藩閥閱録」建武三年三月八日桃井義盛預ヶ状。

- (3) 「蠹簡集残篇」建武五年五月廿七日今川範国預ヶ状。
(4) 「蠹簡集残篇」建武五年五月廿七日今川範国預ヶ状。
(5) 「蠹簡集残篇」曆心三年六月二日細川定祥預ヶ状。
(6) 建武以来追加一（佐藤進一・池内義資編「中世法制史料集」第二卷）。
(7) 建武以来追加五六・五七。
- (8) 「南狩遺文」延文二年二月三日今川範国書状。
(9) 「園太曆」觀応二年正月十六日条。
(10) 三嶋神社文書觀応二年二月廿二日石塔義房書状。
(11) 相馬岡田文書年月日未詳相馬乙鶴丸代妙蓮軍忠状その他。
(12) 大國魂神社文書康安元年十二月十五日吉良治家書状。
(13) 円覚寺文書貞治六年八月十九日今川範国寄進状、貞治七年三月十六日今川範国施行状。
(14) 伊予国分寺文書延文元年九月十四日十河遠久寄進状。
(15) 羽下徳彦氏前掲論文。
(16) 「中院一品記」曆応元年七月二十日条。
(17) 石井進氏前掲論文。
(18) 竜造寺文書建武三年八月八日一色範氏軍勢催促状、同年九月日竜造寺季利軍忠状。
(19) 「園太曆」觀応元年八月廿七日条。
(20) この実例については石井氏前掲論文参照。
(21) 市河文書。この文書及び次の文書はすでに小林計一郎氏がとり上げられ、国司初任検注について論じられている（「国司検注についての一考察」「日本歴史」一六七）。
(22) 同右延慶二年卯月日志久見郷初任正検田在家目録。
(23) これについてはすでに故清水三男氏が指摘されている（「日本中世の村落」一六〇頁）。

(24) 宝鏡寺文書明徳元年六月廿五日土岐頼忠請文案、応永元年八月十一日室町將軍家御教書案。

(25) 「建内記」正長元年三月十五日条、同年五月十四日条。

(26) 黒川直則氏前掲論文。

(27) 同右

むすび

南朝は建武政権の継承者として引き続き国衙に対する支配権を有し、それをもつてその権力基盤としていた。従つて国内における南朝勢力の駆逐を任務とした室町幕府守護は国衙の侵奪に努めたのであつた。しかし、この国衙の侵奪のみが守護の国衙支配を可能にしたのではなかつた。それは守護の任務として一国平均課役の賦課が加えられたことによつて一層確実になつた。すなわち、守護はこの任務によつて、課役賦課の基礎である大田文の作成以下を司つた国衙在庁を自己の支配下に置くようになつた。かくして守護の任国支配が可能になると守護は更に進んで国衙領の獲得に乗り出すようになつた。そしてその結果、国人層の被官化が促進され守護領国制が展開されるに至るのである。

附記

このまことに論文を作成するに当つて、学友峰岸純夫氏の御教示を受けた。深く感謝したい。